第２　勧告

１　勧告

職員の給与の決定条件に関する調査の結果は以上のとおりであり、職員給与と民間給与との較差、物価・生計費及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案すると、下記により職員の給与を改定する必要があると認められるので、所要の措置をとられるよう勧告する。

記

(1)　改定の内容

ア　給料表

職員の給与に関する条例に定める現行の給料表を別記のとおり改定すること。

イ　期末手当及び勤勉手当

1. （イ）、（ウ）及び（エ）以外の職員

６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.425月分）とすること。

(イ)　特定管理職員

６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

(ウ)　指定職給料表の適用を受ける職員

６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.5月分）とすること。

(エ)　任期付研究員及び特定任期付職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

ウ　初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を人事院勧告及び本府の実情等を考慮して引き上げること。

エ　単身赴任手当

再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。

(2)　改定の実施時期

この改定は、平成29年４月１日から実施すること。ただし、(1)エについては

平成30年４月１日から実施すること。